

令和7年度 近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会（第2回）
議事録

- 1 日 時：令和8年1月21日（水）15:00～16:45
- 2 場 所：近畿農政局第5会議室
- 3 対象地区：期中の評価（再評価）
 - ① 農業競争力強化農地整備事業 生田大坪地区
 - ② 水利施設等保全高度化事業 日野川地区
 - ③ 農村地域防災減災事業 大井川1期地区完了後の評価（事後評価）
 - ① 農村地域防災減災事業 巨椋池3期地区
- 4 出席委員：藤原 正幸 京都大学大学院農学研究科 教授
久野 秀二 京都大学大学院経済学研究科 教授
岩間 憲治 滋賀県立大学環境科学部生物資源管理学科 准教授
古谷 千絵 ジャーナリスト
川村 幸子 京都府生活協同組合連合会 理事

5 審議内容

第1回技術検討会で各委員から出された、地区別評価結果（案）に対する意見への回答、それらを踏まえた更新状況について審議を行い、「第三者の意見」の取りまとめを行う。

(1) 国が行う補助事業評価に係る評価結果書案等について

ア 期中の評価（再評価）

【農業競争力強化農地整備事業 生田大坪地区】

（農政局）

「令和3年4月に確定した計画変更の内容を教えてください。」という質問について、回答する。第1回計画変更では、計画事業費の10%以上の増額を行っており、区画整理に伴う法面对策の工法変更等によるものが主である。

なお、事業費の増額に伴い、費用対効果分析の結果は(B/C) 1.08（当初計画時1.12）である。

また、受益面積は、26.0haから25.6haとなり、10%未満の減少であった。

さらに、主要工事計画の著しい変更はなかった。

（農政局）

「地元の意向について、耕作放棄地の減、担い手の確保など、もう少し広い視点、客観的な視点から、県や市の意見を示してはどうか。」というご意見を踏まえ、受益者、地方公共団体（兵庫県、淡路市）それぞれの意見を示した。

(農政局)

「低振動、低騒音の作業機械を使用しているとあるが、今では当たり前のことであり、記載することなのか。」というご意見はその通りであるため、当該記述を削除した。

(農政局)

「事業概要図について、写真を添付しているが、整備前、整備後の写真を添付した方が分かりやすいのでは。」というご意見を踏まえ、修正した。

(農政局)

「生産法人で雇用されている方は40代から70代とのことだが、次の世代に繋げるという点で、どうバトンタッチしていくのか。難しいことだが、県、市にも協力を得ながら頑張っていただきたい。」というご意見について、生産法人に確認したところ、常時雇用の社員は7人、うち50歳未満が3人おり、当面は担い手を確保できているものの、将来が一番の課題という認識であった。

担い手確保のため、行政の新規就農支援制度を活用し、当該法人の雇用の確保を図っているところ。これまでに雇用した職員が空き家を利用して当地域に定着した事例も出てきており、引き続き担い手の確保に取り組んでいきたい。

(農政局)

「事業の効果として、事業をきっかけにUターン、Iターン、Jターンも期待できるのか。」というご質問について、生産法人に確認したところ、経営方針は多様な農作物と販路拡大により収益を上げ、賃金や施設等を地域に還元するとしている。これらにより経営が安定し働く地域の人々も元気になる好循環が実現されると、Uターン、Iターン、Jターンも期待できるようになると考えている。

(農政局)

「ICTや維持管理の省力化も本事業による効果と言えるのか」というご質問については、もともと約400筆あった棚田がほ場整備による区画拡大により120筆まで減ったこと、田越しかんがいから、用水のパイプライン化と自動給水栓（フロート式）の整備により週2回の見回りで済むようになったことなど、維持管理の省力化に大きく貢献している。

(委員)

当地区は、ほ場整備により様々な効果が出ているように思えるが、すべての総便益額（現在価値化）を数値化することは難しく、現在の算出手法には限界もあると認識している。今回の総費用総便益比1.03という結果について、この数字の意味をどのように受け止めているのかを聞かせていただきたい。

(農政局)

役所的な回答になるが、本地区で発現している効果すべてが表現できているわけではないと考えるものの、土地改良の効果算定マニュアルに基づき算出しており、1.03という数値は総便益が総費用を上回っていることから、本事業を継続して推進してよいものと考えている。

【第三者の意見】

本地区は、現在までに区画整理がおおむね完了しており、事業進捗率は81.5%となっている。

本事業により、ほ場の区画拡大、用排水路及び農道が整備されることで、農業生産性が向上するとともに担い手への農地利用集積が進むほか、用水のパイプライン化や自動給水栓の設置により維持管理の省力化が図られるなどの事業効果が認められる。

今後もコスト縮減を図りつつ、完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる事業効果の発現と担い手の安定確保を通じた地域の活性化に努められたい。

【水利施設等保全高度化事業 日野川地区】

(農政局)

「事業概要図について、凡例等が分かりにくいため、示し方を工夫すること」というご意見を踏まえ、凡例及び図表示を修正した。

(委員)

事業概要図の凡例について、下流の施設から整備を行っているように見えるが、上流の施設から整備するのが一般的ではないのか。

(農政局)

新設工事を行う場合であれば、排水路は下流側から、用水路は上流側が一般的と考えられるが、本事業は改修工事なので、どこからというものはなく、状態が悪いところから改修している。

(農政局)

「国や県で物価高騰に対し償還方法を含む財政措置する制度がないのか」というご質問について、通常管理費に対する補助はおこなっているが当該事業に対応する制度はないものと認識している。

(農政局)

「地元の意向について、本事業における水利施設更新の重要性を、営農の状況を踏まえて記載してはどうか」というご意見を踏まえ、修正した。

(農政局)

「低振動、低騒音の作業機械を使用しているとあるが、今では当たり前のことであり、記載することなのか。」というご意見を踏まえ、当該記述を削除した。

【第三者の意見】

本地区は、基幹的な農業水利施設が県営日野川土地改良事業（昭和52年度～平成15年度）により造成されたが、経年劣化に伴う施設の老朽化が著しく、農業用水の安定供給に支障をきたしている。

本事業の実施により、基幹的な農業水利施設の老朽化が改善されるとともに、維持管理に関する労力やコストが軽減され、安定した用水確保により地域農業の維持・発展が図られるなどの事業効果が認められる。

今後もコスト縮減を図りつつ、完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる事業効果の発現に努められたい。

【農村地域防災減災事業 大井川1期地区】

(農政局)

「本地域の農家と非農家の関係性について、非農家は事業に理解があるのか。」というご質問について確認したところ、農家、非農家問わず理解があり、地域としても進めてほしいという要望をいただいているとのことであった。

(農政局)

「長浜新川は河川か、排水路か。」というご質問について、確認したところ、一級河川であった。

(農政局)

「計画基準降雨54.1mm（1/10確率雨量）の算出根拠は。」というご質問について、確認したところ、滋賀県において過去の観測雨量データにより、降雨強度式を作成しており、これに基づき1/10確率降雨量を算出している。

(委員)

洪水時及び通常時のゲートの操作について、誰がどのタイミングで判断するのか。

(農政局)

操作については土地改良区が行うこととなり、洪水時及び通常時のゲート操作は経験則に基づき、土地改良区が行うこととなる

(委員)

人命に関わる可能性のある施設であるのに、そのような曖昧な操作基準で問題ないのか。

(農政局)

細かい操作については現在排水路を整備中であるため、今後決定していくが、適切な排水管理が行われるよう農政局として適切に県へ指導していきたい。

【第三者の意見】

本地区は、排水路設置に伴う用地買収や家屋移転補償等に時間を要したことから工事の進捗が遅れており、令和7年度末に計画変更が予定されているが、現在では順調に工事が進み、令和11年度に事業完了する見込みとなっている。

近年の集中豪雨等が頻発する中で、湛水被害の軽減を図ることは、本地区の住民の安全・安心な暮らしや地域の営農の継続等に重要であり、地元からも早期の事業効果の発現に向けて速やかな事業完了が期待されている。

今後コスト縮減を図りつつ、速やかな事業完了に向けて計画的な事業実施に努めるとともに、運用面についてさらなる検討を進められたい。

イ 完了後の評価（事後評価）

【農村地域防災減災事業 巨椋池3期地区】

(農政局)

「地域農業の動向について、京都市、宇治市、久御山町全体のデータを用いると当該地区のデータとはかけ離れるため、地域を絞って算出してはどうか。」というご意見を踏まえ、当該地区のデータ（センサス、国勢調査等）に修正した。

(農政局)

「維持管理費の評価時点が計画を下回った理由は。」というご質問について、回答する。事業完了後から地域住民参加型の清掃活動が開始され、改良区の管理手間が減少したこと、管理用道路の幅員が拡幅され、維持管理が容易となったことから管理に要する作業手間が減少したことなどにより、維持管理費が節減されている。

(農政局)

「事業による波及効果等について、定量的なデータ、ストーリーがあれば説得力が増すのでは。」というご意見を踏まえ、受益地内と、受益を含む2市、1町全体の農林水産統計データ等の比較を行った。

(農政局)

「現在、本事業受益地の一部が、地域未来投資促進法の措置等により農地転用の例外許可の対象として開発されている。事後評価を終えていない中で、農地転用することは、土地改良法上、問題ないのか。農地転用の申請時期等、時系列等の経緯を整理し、報告いただきたい。また本件において、事業によって整備された農地がこのような形で開発されることについての、農林水産省として

の見解を聞きたい。」というご意見について、回答する。

時系列としては、巨椋池3期地区の事業工期が平成21年度～令和元年度であり、地域未来投資促進法の措置による京都府の認可時期が、京都市では令和3年12月、久御山町では令和6年4月、宇治市では令和6年9月である。その後、京都市及び宇治市では認可を受けた一部で令和6年度に農地転用されたが、久御山町では農地転用の申請はまだない状況である。

この地域未来投資促進法の申請に対して、京都府としては、2市1町の申請書の中で、「農地中央部の営農に支障となる無秩序開発を避けること」、「必要最小限の面積とすること」、「本区域の開発により周辺の市街化を促さない」など、農業との調和を前提とした土地利用方針が示されており、農地の保全を確保しつつ、産業用地転換を計画的に配置できる地域とあり、農地利用と産業立地の両立が可能と判断し承認したものである。京都府からは、今後も地区内において周辺農地に悪影響が生じる無秩序な開発が行われないよう、農政局、京都市、宇治市、久御山町及び巨椋池土地改良区とともに取り組んでいく、と聞いている。

農政局としても、巨椋池は近畿局管内でも優良な農地地帯であり、そういった農地が維持されるよう、京都府、京都市、宇治市、久御山町及び巨椋池土地改良区と連携して農地確保に対応してまいりたい。

なお、土地改良法上は、農地転用を制限する規定は無いが、投下された公共投資（農業投資）を回収するための根拠規定を設けるなど、農地転用を抑制している。

（委員）

地域未来投資促進法によって認可された合計面積はいくらか。

（農政局）

京都市43.0ha、宇治市15.7ha、久御山町20.3ha、3市町合計面積は79.0haである。なお、繰り返しになるが、同法の認可面積であり、実際に転用された面積ではない。現時点で、久御山町では転用されていない。

（委員）

地域未来投資促進法の措置等によって農地転用の例外許可の対象として開発されていることは、土地改良法では問題ないと先ほど説明いただいた。

しかし、現在79haもの受益農地が地域未来投資促進法により認可されている状況である。本事業終了後の間もない時期に京都府から転用が許可されており、事業実施主体である京都府においては、長期的な土地利用計画の視点が欠けていると言わざるを得ない。

今後は、周辺農地に悪影響が生じるような無秩序な開発が行われないよう留意が必要である。

(委員)

事業の効用に関する説明資料に「人口、世帯数及び産業別就業人口」を追記した方が、65歳以上の農業従事者数の減少について分かりやすいのでは。

(農政局)

ご意見を踏まえ、修正する。

【第三者の意見】

本事業及び関連事業で実施した排水路及び排水機場の改修による施設の機能回復により、地区内の農地や公共施設等の湛水被害が軽減され、農業生産の安定と国土保全に寄与している。また、施設は巨椋池排水対策協議会により適切な維持管理が行われているが、本事業による改修後、地域住民参加型の清掃活動が開始される等、施設管理者の維持管理に係る負担軽減が図られている。

本地域は、周辺の都市化が進む一方で、若い世代を中心に収益性の高い持続性のある農業を目指した取り組みもなされており、今後、これらの優良農地を維持するために、本事業で整備された施設の機能を十分に発揮させるとともに、維持管理並びに計画的な更新を行っていく必要がある。

また、地域未来投資促進法により、巨椋池地区内の一部受益地の転用が見られるが、周辺農地に悪影響が生じるような無秩序な開発が行われないう、農政局、京都府、京都市、宇治市、久御山町及び巨椋池土地改良区の連携を通じて、優良農地の確保に努められたい。

以 上